



建築物等の解体等工事における石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドラインの公表について

石綿(アスベスト)は、天然の繊維状の鉱物でその粉じんを吸入することにより、中皮腫などの重篤な健康障害を引き起こすおそれがあります。石綿の飛散による健康影響に対する周辺住民の不安を解消し、より安全な解体等工事を進めるため、周辺住民等との円滑なリスクコミュニケーションの重要性・必要性が高まっています。

このため、環境省では、「石綿飛散防止対策に係るリスクコミュニケーションガイドライン策定等検討会」を設置し、建築物等の解体等工事の発注者及び自主施行者に向けたガイドラインをとりまとめました。

ガイドラインの概要は以下の通りです。

- 1) 本ガイドライン策定の趣旨
- 2) ガイドラインが対象とする工事
- 3) リスクコミュニケーションの手順
- 4) リスクコミュニケーションの方法

このガイドライン(案)に対する意見公募(パブリックコメント)の実施結果は以下の通りです。

- 1) 意見募集期間:平成 29 年 2 月 2 日(木)から平成 29 年 3 月 3 日(金)まで
- 2) 意見件数:164 団体・個人(計 870 件)
- 3) 意見の概要例

- ・リスクコミュニケーションを図る周辺住民の定義を明確にしてほしい。
- ・レベル 3 建材の規制を行うべき。
- ・検討会は公開とすること。

※計 870 件の意見の中から抜粋

当社は、建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士の有資格者が在籍しております。お困り事・ご相談事等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 4 月 28 日付 環境省報道発表資料
研究開発箇所 杉田高則

「新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令」の公布及び命令案に対する意見募集の結果について

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令の一部を改正する命令(新用途水銀使用製品命令)が 4 月 28 日に公布されました。

新用途水銀使用製品の製造等に関する命令(平成 27 年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第 2 号)は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律(水銀汚染防止法)平成 27 年法律第 42 号)第 13 条並びに第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、既存の用途に利用する水銀使用製品(既存用途水銀使用製品)を定め、これ以外の水銀使用製品(「新用途水銀使用製品」)を製造・販売する場合の事業者による評価の方法、事業所管大臣への評価結果等の届出の届出等々を定めています(平成 27 年 12 月 7 日公布、水銀汚染防止法の施行の日に施行予定)。

今回の改正では、新用途水銀使用製品命令第 2 条に基づく別表に定める既存用途水銀使用製品に、「水銀トリム・ヒール調整装置」、「差圧式流量計」及び「傾斜計」の 3 製品が追加されました。

なお、今回平成 29 年 2 月 20 日から平成 29 年 3 月 21 日まで実施した命令案に対する意見募集での提出意見はありませんでした。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 29 年 4 月 28 日付 環境省報道発表資料
分析技術箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [産業廃棄物処理施設の設置、処理業の許可等に関する状況\(H.26 年度実績\)について](#)
2. [「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の改訂に関するパブリックコメント募集について](#)
3. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理の認定申請について](#)
(株式会社かんでんエンジニアリング)
4. [〃](#) (北電テクノサービス株式会社)
5. [食品用器具及び容器包装の製造等における安全性確保に関する指針\(案\)に対する意見募集について](#)



絶縁油中の PCB 分析における試験検査結果書並びに分析依頼用紙変更！

絶縁油 PCB 分析試験検査結果書に総重量の記載のご要望が増えていることから、この度、5 月 1 日より、試験検査結果書と分析依頼用紙の記載内容を変更させていただき、総重量欄を追加させていただきました。新しい依頼用紙の記載例は下記 URL をご参照下さい。
<http://www.knights.jp/ana/pcb/pcbairaiyoushicm.pdf>

